



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後も事業が中止、または日程が変更となる場合がありますので、直前の案内をご確認ください。

秋の総合健診(特定健診 各種がん検診)について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度の集団健診は、1回あたりの受診人数を制限して実施しています。そのため11月までの日程は定員となっています。集団健診をご希望の場合は、お早めに下記の日程にお申し込みください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

● 集団健診(健診) 日程

| 期日 | | 場所 |
|------|-------------------------|----------|
| 令和2年 | 12月14日(月)、16日(水)、21日(月) | 総合福祉センター |
| 令和3年 | 1月24日(日)、25日(月)、27日(水) | |
| 令和3年 | 1月28日(木)、29日(金) | 中央公民館 |

- **受付時間** 午前8時30分から10時30分まで。混雑緩和のため受付時間を20分ごとに区切って案内しています。健診の案内票をご覧のうえ、受診してください
- **申込方法** 申込書が届いている人は、定員になり次第締め切りますので、早めに必要事項を記入して返送してください。また申込書が届いていない人で健診を希望する場合は、電話でご連絡ください
- **健(検)診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん)、結核検診、特定健診、基本健診、肝炎ウイルス検診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センター保健棟まで

高齢者インフルエンザ予防接種

10月からインフルエンザの予防接種が始まりました。インフルエンザが本格的に流行する前の10月から12月中旬までに予防接種を受けましょう。

- **接種期間** 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで(12月までに接種することが望ましい)
- **対象者** ①65歳以上の人②60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ人
- **接種費用** 1,300円。なお、上記の対象者で生活保護世帯の人は無料(診療依頼書が必要)
- **接種できる医療機関** 福岡県内の指定医療機関
※事前に予約が必要です

乳幼児健診・相談

10月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

※お子さんのことで相談がある人は、随時個別に対応しますので、お気軽に問い合わせください

| 区分 | 期日 | 対象児 |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 4か月健診 | 10月8日(木) | 令和2年5月21日から 令和2年6月15日生まれ |
| 1歳半健診 | 10月15日(木) | 平成31年2月26日から 平成30年3月30日生まれ |
| 3歳健診 | 10月1日(木) | 平成29年8月19日から 平成29年9月29日生まれ |

※7、12か月健診は該当者に個別で通知しています

- **問い合わせ** 総合福祉センター保健棟まで

母子健康手帳の交付

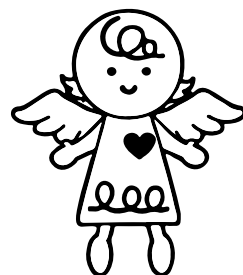
妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦さん本人がお越しください。日程の都合がつかない場合はご相談ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証等)

いのちへの優しさとおもいやり ～10月は臓器移植普及推進月間です～

大切な家族と「臓器提供」について、日頃からよく話し合っ、自分の意志をきちんと伝えておきましょう。

- **問い合わせ** 福岡県メディカルセンター ☎(092)432局5577番まで





医療費控除の確定申告 !! 準備はお早めに

あなたや生計を共にしている家族のために、令和2年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除とは支払った医療費が返ってくるものではありません。また、対象とならない医療費もありますのでご注意ください。



医療費控除の計算方法

①従来の医療費控除

総所得金額等が
200万円以上の場合

(医療費の合計 - 保険金等による補てん金額) - 10万円

総所得金額等が
200万円未満の場合

(医療費の合計 - 保険金等による補てん金額) - (総所得金額等 × 0.05)

※医療費控除の金額が0円以下の場合の対象外です。

※医療費控除の金額の上限は200万円です。

②セルフメディケーション税制による特例 (スイッチ OTC 薬控除)

(スイッチ OTC 医薬品購入金額 - 保険金等による補てん金額) - 1万2千円

※控除を受けるためには、申告する人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行い、その取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要です。(例：健康診断結果通知書(写)、予防接種領収書等)

※控除額の上限は8万8千円です。

※対象の医薬品にはセルフメディケーション税制の対象である旨のマークが掲載されています。

①「従来の医療費控除」及び②「セルフメディケーション税制」は、選択適用となります。選択した控除は、更正の請求や修正申告において変更することができません。

【ご注意】

- ◆申告の前には、支払った金額を計算した「医療費控除の明細書」を必ず準備してください。医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、税務署から明細書の記入内容の確認のため提示または提出を求められる場合がありますので5年間の保存が必要です。
- ◆保険者が発行する医療費通知書(医療費のお知らせ等)で控除を申告することができます。医療費通知書を使用する場合は、通知書に記載された自己負担額のほか、実際に支払った医療費の額を医療費明細書に記載しますので、領収書でご確認ください。
- ◆インフルエンザなどの予防接種の費用や一般的な近視矯正用のメガネやコンタクトレンズなどは対象外です。また、おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出してください。おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の人は「おむつ使用証明書」に代わるものとして「おむつ使用の確認書」を発行できます。詳しいことは役場福祉人権課高齢者支援係までお問い合わせください。